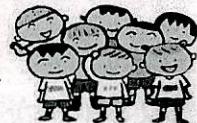


障害のある子どもも、ない子どもも共に学ぶ仕組み

# インクルーシブ教育システム

の構築に向けて



障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が平成28年4月1日より施行になり、障害のある人もない人も互いを尊重し、安心して暮らせる社会づくりが始まっています。一人一人の必要性を考えて、合理的配慮（裏面参照）を行うことが法的に義務づけられ、小中学校もその対象となっています。学校教育の場においては、これまでにも必要に応じた配慮を行ってきましたが、今後もすべての子どもにとって学びやすい環境づくりに努めて参ります。

## 【インクルーシブ教育システム】

## \*用語解説\*

障害のある人も積極的に社会参加・貢献できる社会を作るため、障害のある子どももいない子どもも共に学ぶことを推進するための仕組み

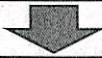
## 【合理的配慮】

障害のある子どもが他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して体制面、財政面において均衡を失した又は過度の負担を課さないもの（文部科学省引用）

## ◆◆ 合理的配慮の申し出の仕方 ◆◆

## 配慮の申し出

本人と保護者が必要な支援について相談し、学校に申し出ます。



## 合意形成に向けた、本人・保護者・学校等による話し合い

必要に応じて教育委員会も加わります

本人・保護者・学校等で、必要な配慮や可能な支援について話し合い、決定します。

意見の一致を図ることができるよう十分に話し合うことが大切です。



## 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成

決定した目標や配慮・支援等を個別の教育支援計画に明記します。

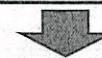
※「個別の教育支援計画」とは、関係機関が連携して支援をするための長期計画書です。

「個別の指導計画」とは、支援計画に基づき、指導をするための短期計画書です。



## 合理的配慮・支援の実行

実際の学校生活の中で、決定した配慮・支援を行います。



## 定期的な評価と本人・保護者への進捗の報告

本人の状態や環境に合わせ、提供した配慮や

支援について、本人・保護者・学校で評価を行います。



## 柔軟な見直し

適切な時期に見直す  
ことが重要です。

次に合理的配慮の例を示しましたので、必要な場合は、お子さんと一緒に学校へご相談ください。

## ◆◆ 合理的配慮の例 ◆◆

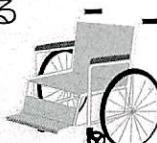
### 視覚に困難さがある場合は…

- ・ 座席を前にする
- ・ 拡大教科書やデジタル教科書を利用する
- ・ プリントやテスト用紙を拡大する
- ・ 弱視レンズや書見台を使用する
- ・ タブレットを活用する



### 肢体に困難さがある場合は…

- ・ 車椅子や階段昇降機を利用する
- ・ 移動や日常生活を介助する
- ・ 体育の学習内容を変更(調整)する
- ・ 段差を解消する



### 集団生活に困難さがある場合は…

- ・ 座席を配慮する
- ・ 刺激の少ない部屋を利用する



「合理的配慮」は、その子どもにとってではなくてはならない支援です。例えば、見えにくい状態にあるものを、眼鏡をかけることにより、他の人と同じ「見える」状態にすることと同じことです。配慮は一人一人異なります。まずは学校へご相談ください。

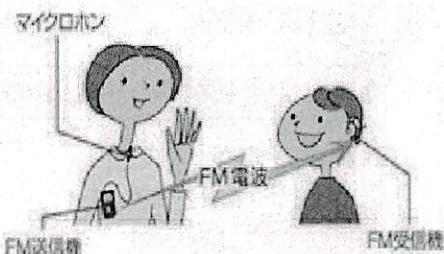
### 読字・書字等学習に困難さがある場合は…

- ・ 漢字にルビをふる（配付資料や試験問題等）
- ・ 文章を読み上げる（板書や試験問題等）
- ・ 書く量を減らす
- ・ タブレットや電子辞書を利用する



### 聴覚に困難さがある場合は…

- ・ 座席を前にする
- ・ 簡単な手話やメモを使う
- ・ 口形をはっきりさせて会話する
- ・ FM式補聴システムを利用する



### 特別支援教育就学奨励費について

「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に基づき、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒に係る教育費の一部を援助する制度があります。通常の学級に在籍する児童生徒で、障害の程度が学校教育法22条の3に該当するお子さんについても対象となります。詳しくは、柏市教育委員会学校教育課にお問い合わせください。

特別支援教育に関する相談は、児童生徒課 担当まで 電話 04-7191-7210